

総務警察委員会記録

開催日時 平成25年7月3日(水) 13:04～15:11

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

出口 武男 委員長
大国 正博 副委員長
山村 幸徳 委員
乾 浩之 委員
上田 悟 委員
荻田 義雄 委員
国中 憲治 委員
中村 昭 委員
藤本 昭広 委員

欠席委員 なし

出席理事者 林 奈良県理事兼危機管理監

浪越 総務部長
野村 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
久保田 観光局長
原山 警察本部長
中村 警務部長
太田 生活安全部長
堂藤 刑事部長
大森 交通部長
林 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第39号 平成25年度奈良県一般会計補正予算(第2号)

(総務警察委員会所管分)

- 議第 49 号 奈良県税条例の一部を改正する条例
- 議第 50 号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 54 号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
- 報第 1 号 平成 24 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成 24 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(総務警察委員会所管分)
- 報第 4 号 一般財団法人奈良県ビクターズビューローの経営状況の報告について
- 報第 20 号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について
- 報第 21 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告について
平成 25 年度奈良県一般会計補正予算 (第 1 号)
(総務警察委員会所管分)
奈良県税条例の一部を改正する条例
産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 報第 22 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について
奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例 (総務警察委員会所管分)
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (総務警察委員会所管分)
奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

○出口委員長 それでは、ただいまより総務警察委員会を開かせていただきます。

案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求をしておりますので、ご了承願いたいと思います。

次に、4月1日付で理事者に異動がございましたので、理事者の紹介をお願いいたします。

まず、総務部長より関係次長・課長を紹介願います。

○浪越総務部長 異動のあった職員についてご紹介申し上げます。

松山知事公室次長、防災計画担当でございます。

○松山知事公室次長 松山です。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 西野広報広聴課長でございます。

○西野広報広聴課長 西野です。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 玉置統計課長でございます。

○玉置統計課長 玉置でございます。

○浪越総務部長 山口東アジア連携課長でございます。

○山口東アジア連携課長 山口でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 村戸消防救急課長でございます。

○村戸消防救急課長 村戸でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 山崎安全・安心まちづくり推進課長でございます。

○山崎安全・安心まちづくり推進課長 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 森藤総務課長でございます。

○森藤総務課長 森藤でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 中井行政経営課長でございます。

○中井行政経営課長 中井でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 中井ファシリティマネジメント室長でございます。

○中井ファシリティマネジメント室長 中井でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 野田情報システム課長でございます。

○野田情報システム課長 野田でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 よろしくお願いいたします。

○出口委員長 ご苦勞さまでした。

次に、地域振興部長より自己紹介の後、関係次長・課長のご紹介を願います。

○野村地域振興部長 地域振興部長の野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域振興部の関係次長・課長を紹介させていただきます。

まず、福井地域振興部次長企画管理室長事務取扱です。

○福井地域振興部次長企画管理室長事務取扱 福井でございます。どうぞよろしくお願います。

○野村地域振興部長 続きまして、山下市町村振興課長です。

○山下市町村振興課長 山下でございます。よろしくお願います。

○野村地域振興部長 畑田地域政策課長でございます。

○畑田地域政策課長 畑田でございます。よろしくお願います。

○野村地域振興部長 塩見エネルギー政策課長です。

○塩見エネルギー政策課長 塩見でございます。よろしくお願います。

○野村地域振興部長 竹田文化振興課長です。

○竹田文化振興課長 竹田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野村地域振興部長 福井教育振興課長です。

○福井教育振興課長 福井でございます。よろしくお願います。

○野村地域振興部長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○出口委員長 ご苦勞さまでした。

次に、南部東部振興監より自己紹介の後、関係課長・室長を紹介願います。

○辻本南部東部振興監 南部東部振興監の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

南部東部振興監関係の課長・室長を紹介させていただきます。

まず、山本南部東部振興課長でございます。

○山本南部東部振興課長 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻本南部東部振興監 尾登復旧・復興推進室長でございます。

○尾登復旧・復興推進室長 尾登でございます。よろしくお願いいたします。

○辻本南部東部振興監 どうぞよろしくお願いいたします。

○出口委員長 ご苦労さまです。

次に、観光局長より関係課長をご紹介します。どうぞ。

○久保田観光局長 観光局の異動がありました課長を紹介させていただきます。

私の3列後ろ、浅田観光振興課長でございます。

○浅田観光振興課長 浅田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○久保田観光局長 その後ろ、阪本国際観光課長でございます。

○阪本国際観光課長 阪本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○久保田観光局長 どうぞよろしくお願いたします。

○出口委員長 ご苦労さまです。

次に、警察本部長より関係部長・課長のご紹介を願います。

○原山警察本部長 関係部長・課長の紹介をさせていただきます。

太田生活安全部長です。

○太田生活安全部長 太田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○原山警察本部長 堂藤刑事部長です。

○堂藤刑事部長 堂藤でございます。よろしくお願いたします。

○原山警察本部長 大森交通部長です。

○大森交通部長 大森でございます。よろしくお願いたします。

○原山警察本部長 林警備部長です。

○林警備部長 林でございます。よろしくお願いたします。

○原山警察本部長 宮本会計課長です。

○宮本会計課長 宮本でございます。よろしくお願いたします。

○原山警察本部長 以上でございます。よろしくお願いたします。

○出口委員長 ご苦労さまでございました。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでございます。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、総務部長、県理事兼危機管理監、地域振興部長、南部東

部振興監、観光局長、警察本部長の順に説明を願います。

○浪越総務部長 今定例県議会提出の議案につきまして、全体の概要及び総務部に関する事項につきましてご説明をいたします。簡潔にご説明申し上げたいと思います。

まず、お手元の「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の目次をお願いいたします。6月24日に提出いたしました議案は、議第39号から議第44号までの予算が6件でございます。議第45号から議第54号までの条例の改正が10件、議第55号から議第59号までの契約等が5件、議第60号の計画が1件、報第1号から報第22号までの繰り越しの報告や公社等の経営状況の報告など、報告が22件の合計44件でございます。このうち、条例案件の議第47号、議第48号につきましては、6月24日に当委員会でご審議をいただき先行議決をいただきました。以上が全体の概要でございます。

補正予算及び条例案につきましては、後ほど別冊の配付資料によりご説明を申し上げますが、以下、総務部に関するものについてご説明を申し上げます。その他につきましてはそれぞれの部局長及び所管の委員会でご説明をいたします。

79ページから88ページまでが報第1号、平成24年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。一般会計全体で、明許繰り越しが95件、409億5,197万円余、事故繰り越しが7件、10億7,601万円余でございます。総務部に関するものは2件でございます。

80ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、上から1段目の自治研修所改修事業につきましては、工法検討等に不測の日時を要したことによるものでございます。続きまして、3段目、法蓮町公舎撤去事業につきましては、地元調整等に不測の日時を要したことによるものでございます。

108ページ、報第21号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。総務部に関するものは平成25年度奈良県一般会計補正予算（第1号）と条例の改正の3件でございます。平成25年度奈良県一般会計補正予算（第1号）につきましては、後ほど別途配付しております予算の資料でご説明を申し上げます。奈良県税条例の一部を改正する条例につきましては、4月1日から施行が必要な地方税法の改正に伴う所要の改正を3月30日付で専決したものでございます。

条例の内容は、114ページから115ページに記載をしておりますが、主な改正の内容は、1つ目は不動産取得税に係る課税標準等の特例措置の期限延長、2つ目に自動車取得税に係る衝突被害軽減ブレーキ搭載バスに対する特例措置の創設、3つ目といたしまし

て、狩猟税に係る対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置の期限を延長するものでございます。108ページ4段目の産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、4月1日から施行が必要な地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度に係る法令の改正に伴い、制度を適用するために必要となる産業集積の形成、及び活性化に関する基本的な計画の同意日の期限を延長するための所要の規定整備を行うもので、3月30日付で専決をしたものでございます。

117ページ、報第22号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。このうち、総務部に関するものは、後ほど危機管理監が説明を申し上げるものを除きまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の1件でございます。これにつきましては、当該法律の施行により、平成25年4月1日付で障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に題名改正されたこと等に伴い法令を引用する条文の整備を行うため、所要の改正を行ったものでございます。総務部におきましては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を所管しておりますが、改正内容は介護補償の支給に関する規定の中で引用法律の名称を改正するものでございます。

続きまして、補正予算につきましてご説明を申し上げます。別途配付しております「平成25年6月定例県議会提出予算案の概要」をお願いいたします。

1ページ、先ほども申し上げました平成25年度奈良県一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、風しんの流行の拡大を防止するため、市町村が実施するワクチンを接種するための経費につきまして、5月31日付で専決処分をさせていただいておりますが、その財源といたしましては、財政調整基金からの繰入金を充当しております。

2ページ、平成25年度奈良県一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ17億8,300万円余でございます。国の地域の元気臨時交付金を財源とした地域・経済活性化基金及び増額となった公共事業の国庫支出金を活用し、奈良県の一層の魅力向上や経済活性化に向けた取り組みに必要となる経費などについて増額するとともに、職員の給与減額支給措置を行うことにより減額を実施するものでございます。歳入では、特定財源として急傾斜地崩壊対策事業負担金、地域の元気臨時交付金などの国庫支出金、地域・経済活性化基金繰入金などの特定目的基金の繰入金、道路整備事業債などの県債など、記載の

とおりの金額を計上しております。また、一般財源といたしましては、競輪事業費特別会計繰入金300万円余を計上するとともに、当初予算において62億円計上しておりました財政調整基金繰入金を52億1,500万円余減額をしております。

歳出予算につきましては総務部に関するものとして2件ございます。

7ページ、9その他でございます。給与減額支給措置等に係る職員給与費、総額49億円余の減額のうち、総務部、会計局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局に関するものは1億8,110万円余でございます。奈良県地域・経済活性化基金積立金でございますが、地域の元気臨時交付金について、国からの通知にあわせまして県内の各地域及び県経済の活性化に資する事業を推進するため、奈良県地域・経済活性化基金の積み増しを10億円余計上しております。

続きまして、条例についてご説明を申し上げます。別冊の「平成25年6月定例県議会提出条例」をお願い申し上げます。

総務部所管に係る条例に関しましては2件ございます。3ページ、報第49号、奈良県税条例の一部を改正する条例でございます。これは国会において税制関連法案が成立したことを受けて、奈良県税条例等の改正が必要となったため提案させていただくものでございます。

主な改正の内容でございますけれども、1つ目には、法人に係る利子割を廃止し、利子割の納税義務者について利子等の支払いを受ける個人に限定するというものでございます。2つ目には、国債、地方債等の公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化し、その上で損益通算できる範囲を公社債まで拡大するというものでございます。3つ目といたしましては、幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る譲渡所得の非課税の特例措置を講じるものでございます。4つ目といたしましては、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、延長後7年ということになりますが、その対象者をその相続人まで拡大するというものでございます。このことにつきまして所要の整備を行うものでございます。施行期日は、一部を除きまして平成26年1月1日からとっております。

23ページ、議第50号、過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度に係る省令の改正を受けて改正するものでございます。まず、要旨の2の方からご説明申し上げます。半島振興対策実

施地域における県税の不均一課税に関する条例につきましては、半島振興対策実施地域内の市町村長が制定する産業の振興に関する計画対象地域において対象設備に旅館業者の設備を追加し、設備の取得価格の要件を現行の金額から引き下げる改正を行うものでございます。要旨1の、過疎地域における県税の課税免除に関する条例でございます。過疎地域である市町村が半島振興実施対策地域内の市町村が制定する計画に係る地域にも該当するといった場合に、当該地域内で設備を取得した事業者が過疎地域における課税免除と半島振興地域における不均一課税のいずれかを選択して利用することが可能となるよう、所要の規定整備を行うものでございます。施行期日は公布の日からとしております。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○出口委員長 ご苦勞さまでした。

次に、林奈良県理事兼危機管理監をお願いいたします。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、1件になりますけれども、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の117ページをお願いいたします。

報第22号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてのうち、奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

118ページ、第1条のところになります。本年3月に奈良県部設置条例の一部を改正する条例により、土木部の名称が県土マネジメント部に変更されたことに伴いまして、同部の名称を引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○出口委員長 ご苦勞さまでした。

次に、野村地域振興部長から説明を願います。

○野村地域振興部長 地域振興部の平成25年度6月補正予算についてご説明させていただきます。「平成25年6月定例県議会提出予算案の概要」の3ページ、1観光振興の1段目でございます。文化会館施設整備事業は、文化、芸術活動の拠点施設としての機能を充実するため、エントランスへの催事案内表示板の設置、地下1階にございます旧厨房の音楽練習用ホールへの改修など、記載の整備を行うため実施設計費を計上させていただいたものでございます。財源につきましては、地域・経済活性化基金を活用しております。

次に4ページ、5学びの支援、県立大学（仮称）地域交流棟整備事業は、地域づくりに関する県立大学の研究成果及び学術情報、生涯学習の機会を地域に提供するため、県立大

学内に地域との交流拠点を整備するものです。整備予定箇所の地質調査、施設の基本・実
施設費を計上させていただいております。これにつきましても、財源は地域・経済活性
化基金を活用しております。

次に、7ページ、9その他の1段目、職員給与費、給与減額支給措置等に係る職員給与
費49億円余の減額のうち、地域振興部に関するものは9,371万7,000円ござ
います。

続きまして、地域振興部所管の繰越明許費についてご説明させていただきます。「平成
25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の83ページ、平成24年度奈良県一般会
計予算繰越計算書の報告についてご説明させていただきます。9産業振興費の中の1地域
産業費でございます。1段目のエネルギービジョン推進事業は、県立十津川高校への災害
時用LPガス発電設備の設置を、2段目の再生可能エネルギー高度利活用推進事業は、大
淀町福神地区における再生可能エネルギーの利活用についての検討を行うものでありま
すが、国の補正予算に伴い、2月議会において補正予算計上させていただき、全額を繰り越
したものでございます。

続きまして、117ページ、報第22号、地方自治法第180条第1項の規定による専
決処分の報告についてのうち、奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

123ページ、奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例の一部改正でございますが、これは公職選挙法の改正に伴い、条例で引用してい
る公職選挙法の規定の号が1号ずれたことを反映するため専決処分させていただいたもの
でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○出口委員長 ご苦労さまでした。

次に、辻本南部東部振興監から説明を願います。

○辻本南部東部振興監 それでは、南部東部振興監所管の事業について説明をさせていた
だきます。資料は「平成25年6月定例県議会提出予算案の概要」でございます。

まず、5ページ、7中南和・東部地域の振興でございますけれども、まず、新規事業、
魅力ある農山村資源を活用した地域ブランディング事業でございます。これにつきましては
は、国の起業支援型緊急雇用事業を活用しまして、通常の流通には乗らない規格外の農産
品等を利用した商品を企画開発し、生産者がみずから営業販売することにより地域の魅力

の情報発信、地域全体のブランド化を推進しようとするものでございます。うだ・アニマルパーク協働事業でございますけれども、これも同じく国の起業支援型緊急雇用事業を活用したもので、うだ・アニマルパークにおきます命の大切さや生きる力を育むためのイベント、あるいは特産品の販売等を実施し、東部地域の観光振興や地域の活性化を図るものでございます。予算額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、債務負担行為補正追加でございます。魅力ある農山村資源を活用した地域ブランディング事業ということで、先ほど説明しました事業につきまして、平成26年度までの事業期間を確保するため、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の80ページをお願いいたします。

3地域振興費、1地域振興調整費、うだ・アニマルパーク施設等整備事業でございますけれども、これにつきましては、うだ・アニマルパークの傾斜面に50メートル級の滑り台2基を設置するものでございます。工法検討等に不測の期間を要したことにより平成25年度へ繰り越したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○出口委員長 ご苦労さまでした。

次に、久保田観光局長からご説明を願います。

○久保田観光局長 観光局の6月定例県議会提出議案についてご説明いたします。今回、提出いたします議案は、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告1件でございます。お手元に2冊用意してございます。1冊は平成24年度事業報告書、もう一冊は事業計画書です。まず、平成24年度の事業報告書から説明させていただきます。

平成24年度は、5つの柱を打ち出しまして事業展開をいたしました。1ページ、登場いたします5つの柱のうちの1つ目の柱、県内への観光客誘致促進事業でございます。まず、旅行商品の企画並びに効果的な情報収集提供及び関係機関へのプロモーションを行いました。まず1、着地型旅行商品としまして、県内の魅力ある観光素材を生かし、「記紀神話を巡る旅」「秘宝・秘仏を巡る旅」「奈良 花をめぐる旅」などを企画提案いたしました。また、旅行会社、輸送事業者を初めメディア等へ情報発信を強化しますとともに、2ページ中ほど、(5)、県内各地の情報の一元化を図る「地域づくりプラットホーム」構築を目指し、県内全市町村を訪問いたしまして、情報収集の強化に努めました。

3ページ、観光キャンペーン事業としまして、本県への宿泊滞在型観光を促進するため、

首都圏観光プロモーション会議などのプロモーション活動を開催いたしました。また、同じページ、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーンを展開し、県内外に伝統行事や観光イベントを紹介するガイドブックを発行いたしました。平成24年度に発行部数を増加しております。

4ページ、オフ期対策事業といたしまして、東大寺二月堂修二会（お水取り）セミナーなどを開催いたしました。

5ページ、2つ目の柱、Ⅱ奈良ファン育成事業でございます。東京での大和路歴史文化講座の開催や、奈良ファン倶楽部の会員を対象とした特別ツアーなどの諸事業を実施いたしました。

7ページ、3つ目の柱、Ⅲ教育旅行の推進でございます。奈良県修学旅行誘致ガイドブックを活用しまして、修学旅行の誘致活動を行いますとともに、奈良県合宿ガイドを生かしまして、大学等へのプロモーション活動を行いました。

8ページ、4つ目の柱、Ⅳコンベンションの誘致及び支援でございます。コンベンションの誘致目標を設定いたしまして、大学や大手旅行会社への誘致活動に取り組んだほか、国際コンベンション等の開催助成を行いました。平成24年度は前年を上回る248件の開催支援を行うことができました。

14ページから23ページまでは平成24年度の一般会計の収支計算書でございます。

14ページの決算額、事業活動収入が1億2,115万円余に対しまして、事業活動支出は、16ページの決算額に記載のとおり、1億2,195万円余でございます。差し引きマイナス79万円余につきましては、前期繰り越しにより処理しております。その結果、16ページ決算額、次期繰越収支差額は712万円余となっております。

24ページ、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーンの特別会計でございます。決算額、事業活動収入が5,236万円余に対しまして、事業活動支出が5,063万円余でございます。事業活動の収支差額は、172万円余でございます。なお、1,271万円余を次期繰り越しとしております。以上が平成24年度事業報告でございます。

次に、平成25年度事業計画書をごらんいただきます。1ページ、平成25年度も基本事業としまして、同様にⅠからⅤで大きな柱立てをしております。まず、1つ目の柱、県内への観光客誘致促進事業でございます。県への誘客を促進するため、テーマ性の高い着地型旅行商品を初め、県内で宿泊滞在が減少するオフ期にイベントや観光コンテンツを企画、発掘するなど、誘客効果の高い旅行商品を造成し、関係機関へのプロモーション活動

を進めてまいります。

2 ページ、首都圏をはじめ、県外でプロモーション活動を行いますとともに、ガイドブックの作成やホームページ「大和路アーカイブ」におきまして、県内全域の魅力ある情報を発信し、誘客促進に努めてまいります。

3 ページ、2 つ目の柱、奈良ファン育成事業でございます。奈良ファン倶楽部を運営しまして、歴史文化講座を東京と奈良において開催いたします。3 つ目の柱の教育旅行の推進でございます。県作成の奈良県修学旅行誘致ガイドブックを活用いたしまして、首都圏等を中心に積極的にプロモーション活動を行いますとともに、首都圏修学旅行誘致説明会を開催するなど、一層の修学旅行の誘致に努めてまいります。

4 ページ、4 つ目の柱、コンベンション誘致及び支援でございます。現行5カ年計画の目標をおおむね達成いたしましたので、新たに平成25年度から平成27年度までの3カ年計画を作成し、国際コンベンション及び国内大型学術系会議の誘致に努めてまいります。

6 ページ、5 つ目の柱、地域支援及び広報等の諸活動でございます。県内の大学・高校等と連携いたしまして、観光分野に興味、関心を持つ人材を受け入れ、地域の観光人材育成を図りたいと考えてございます。

7 ページ、一般会計収支予算書でございます。予算額欄、事業活動収入といたしまして、会費収入、補助金収入など合計1億5,232万1,000円を計上しております。

8 ページ、事業活動支出としまして、9 ページに事業費、管理費等、合計1億5,488万3,000円を計上しております。

10 ページ、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン特別会計でございます。事業活動収入5,126万3,000円、事業活動支出5,498万8,000円を計上しております。以上が平成25年度奈良県ビジターズビューローの事業計画でございます。

以上が観光局所管分でございます。よろしく願いいたします。

○出口委員長 ご苦労さまでした。

次に、原山警察本部長からご説明を願います。

○原山警察本部長 警察本部所管の提出議案4件についてご説明をさせていただきます。

まず、平成25年度奈良県一般会計補正予算案についてでございます。「平成25年6月定例県議会提出予算案の概要」をごらんください。その7ページ、9その他、給与減額支給措置等に係る職員給与費49億円余の減額のうち警察本部に関するものは6億8,7

30万5,000円でございます。

次に、条例の一部改正案についてでございます。「平成25年6月定例県議会提出条例」をごらんください。37ページ、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは警察署再編整備の実施に伴い、警察署を統合するため、警察署の管轄区域等について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の86ページをごらんください。平成24年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。警察費については2件ございます。第1項警察管理費では、警察施設地震防災対策推進事業となっております。これは中吉野警察署の耐震改修工事で、再編整備して中吉野署へ吉野署が行きますが、その関係もございまして8,235万8,000円を、そして、次の第2項に警察活動費といたしまして交通安全施設等整備事業となっております。これは信号機の電源負荷装置25基、信号機移設、老朽の信号柱の建てかえ180本、これ等の予算措置として2億1,950万3,000円を繰り越しをさせていただいております。いずれも国の補正予算に対応するものでございまして、平成24年度2月補正予算に係る繰り越しでございます。

次に、107ページ、報第20号、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告についてでございます。

まず、平成24年度業務報告書をごらんください。1ページ、暴力団情勢につきましても、依然として厳しく、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターを中心に暴力団排除機運の高揚を図るとともに、暴力団を社会から孤立させるために暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催したほか、2ページに記載しております各種広報啓発資料を作成、配布させていただいております。そのほか、講習会の実施とか、資料提供、あるいは暴力追放相談事業を行ってまいりました。

次に、6ページ、平成24年度の決算報告の概要でございます。資産の合計額は、8億165万7,127円、負債の合計額は465万3,517円、これを差し引きますと正味財産合計欄のとおり7億9,700万3,610円となっております。

次に、平成24年度の収益と事業支出収支との収支による正味財産の増減でございます。8ページ、正味財産期末残高欄のとおり、7億9,700万3,610円で、平成23年度との比較では287万8,953円の増となっております。

基本財産については、11ページの記載のとおり、7億6,851万円で、増減はござ

いません。以上が平成24年度の業務報告でございます。

次に、平成25年度の事業計画についてご説明をさせていただきます。平成25年度事業計画書の1ページをごらんください。ここにも情勢的なことを記載させていただいておりますが、暴力団のいない安全で安心な地域社会を実現するための施策を積極的に推進する、そのための実施計画でありまして、暴力団・銃器追放県民大会、これを引き続き開催したい、それとか、広報啓発活動に力を入れていきたいということでございます。

また、3ページに記載させていただいております地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業、あるいは、5ページ記載の暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業をしっかりと推進していきたいと考えております。

次に、7ページ、平成25年度の収支予算でございます。表の経常収益計の欄に記載の2,708万6,000円を計上させていただいております。経常費用につきましては、事業費以下、資料記載の予算を組んでおります。以上が公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告でございます。

警察本部所管の提出議案の概要につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○出口委員長 ご苦労さまでございました。

以上で説明を終わらせていただきますので、質疑があればご発言を願います。

その他の事項につきましては、後ほどまた行いますのでご了承いただきたいと思っております。

○荻田委員 今それぞれの理事者からご説明をいただいたことに関して質問したいと思っております。

まず、一つ、平成24年度の繰り越し額409億円余、今見せていただきました。何と出入りが激しいなあという思いでございますが、その原因は何であったのかお知らせをいただきたいと思っております。まずお願いします。

○西川財政課長 ただいま、荻田委員から平成24年度の繰り越しについての要因ということでご質問ございました。全体に係ることでございますが、私の方からお答えさせていただきます。平成24年度につきましては、昨年の国の経済対策の補正予算を積極的に活用するというところで、奈良県におきましても、平成24年度の2月補正予算でこれに対応する経費をまず計上させていただきました。これにつきましては2月補正予算で対応しておりますので、基本的にはその全額を平成25年度に繰り越して、平成25年度予算と一体として執行していくという形でした部分がございます。それ以外には、主には公共事業

関係の予算繰り越しが多うございますが、用地補償交渉に一部難航している箇所があったり、いろいろな現場の状況の変更により工法の検討等余儀なくされている部分、また紀伊半島大水害の影響がございまして、それによって工事を一時中断せざるを得なかったようなケース等がございます。繰り越しにつきましては萩田委員からもかねてからご指摘いただいているところで、できるだけ当該年度に執行できるよう関係部局に対しましては4月初めに周知徹底を図って、できるだけ早期完工して効果を早期に発現するように努めているところでございます。以上でございます。

○萩田委員 私ども自由民主党として、とりわけ景気回復軌道に転じていくという中で、アベノミクスという三本の矢、特に大胆な金融政策、さらには、今おっしゃるように財政支援という言葉がございますが、ともあれ、この平成24年度の補正予算ということで、よくわかります。そういった中で、この409億円余りの予算、そして平成25年度の予算につきましても、本当に迅速な対応を図られるようお願いを申し上げる次第でございます。それによって景気の回復軌道もいろいろな意味で潤滑油として回ってくるものと、このように考えておりますので、より一層のそれぞれの款別にあります予算措置、徹底した予算の執行、迅速な執行をお願いを申し上げ、私の要望とさせていただきます。以上です。

○出口委員長 ほかございませんでしょうか。

ないようでございます。

これをもちまして、付託議案につきまして質疑を終わらせていただき、続いて、付託議案につきまして委員の意見を求めますので、ご発言願いたいと思います。

○山村委員 それでは、日本共産党の意見を述べたいと思います。

平成25年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、職員の給与減額ということが実施されておりますので、これは先般の総務警察委員会で申し上げましたとおり反対をいたします。

それから、もう一点、地方税法の改正に伴いまして、奈良県税条例の一部を改正する条例の議第49号です。これは東日本大震災からの復興支援ですとか一部必要なものも含まれていると思うのですがけれども、同時に、金融税制の一体化などで多くの金融資本を所有する資産家ほど税制面の恩恵を受けることになる富裕層優遇の拡大につながるものが含まれていることで、反対をしたいと思います。

あとのものにつきましては賛成いたします。

○出口委員長 ほか、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

付託を受けました各議案につきましては、これから採決を行いたいと思います。

まず、議第39号当委員会所管分、議第49号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。議第39号当委員会所管分、議第49号を原案どおり可決することに賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

ありがとうございました。着席願います。

起立多数であります。よって、議第39号当委員会所管分、議第49号につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。

議第50号、議第54号、報第21号中当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

ご異議がないものと認めます。よって、議第50号、議第54号、報第21号中当委員会所管分は、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第1号中当委員会所管分、報第4号、報第20号、報第22号中当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきたいと思いますが、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入りますが、初めに、南部東部振興監から奈良県南部振興計画及び東部振興計画の改訂ほか1件について報告を行いたいとの申し出がございましたので、ご報告を願います。

○辻本南部東部振興監 それでは、南部振興計画と、東部振興計画の改訂の概要及び復旧復興の現状と取り組みにつきまして報告をさせていただきます。

資料につきましては、資料 1-1 から 1-4 までと、資料 2 を別途配らせていただいておりますけれども、振興計画につきましては、資料 1-1、1-2 で説明をさせていただきます。

まず、資料 1-1、南部振興計画の改訂版の概要でございます。平成 24 年 10 月にこれまで南部振興計画だけでございましたが、東部振興計画と分離するという形で改訂をさせていただきました。今回の改訂につきましては、平成 24 年度までの取り組みを踏まえまして、平成 25 年度以降の取り組みをより具体的に、アクションプランを中段以下に盛り込んだということで改訂をしております。

主な改訂の箇所につきましては赤字で示しております。主なものにつきまして簡潔に説明させていただきます。

まず、5 番の (1) 産業振興の強化と安定した就業の場の確保で、①の途中にございます県産材の利用推進につきましては、南部地域における家具あるいは土産物等の商品化、販路開拓、流通拡大支援等の取り組みを進めることとございます。それから、2 段目の②拠点商業施設による地域振興につきましては、4 月に開業しましたまほろばキッチンを活用した農産物の販売促進、あるいは南部東部地域の観光情報の発信等につきまして記載しております。それから、⑧コミュニティビジネスによる山村地域の雇用創出につきましては、下北山村におきまして高齢者世帯の草刈り等々、生活支援あるいは農業支援を行うことにより雇用創出をしているものについて記載をしております。(2) の⑦防災力の向上につきましては、大規模災害への備えとして、五條市への自衛隊誘致につきまして記載をしております。その次の⑧日常生活支援サービスシステムの構築につきましては、五條市におきまして NPO による買い物代行サービス等の取り組みについて記載をしております。(4) 地域を支える人材の確保につきましては、ふるさと復興協力隊、県で採用して各市町村に 20 人ほど派遣している部分でございます。それと、市町村独自で同様の取り組みを行っております地域おこし協力隊との活動の連携等について記載をしております。(5) の財源の確保につきましては、これまで上記 (1) から (4) の取り組みを進めるための財源として活用する過疎債の活用状況について記載をしております。(6) 今後検討を進めるプロジェクトでございますけれども、新たに 3 つの項目を今回追加いたしました。①公的関与による森林環境管理制度の導入につきましては、公有林の管理等々による雇用創出について検討を進めます。③南部地域における教育環境の検討につきましては、過疎地域における教育機会の確保などの教育のあり方について検討したいと思っております。

す。④地域とのつながりの維持・創出につきましては、子どもたちの夏季合宿、あるいは被災に備えた体験疎開などにより地域外の方々とのつながりを創出する取り組みについて検討したいと思っております。

続きまして、東部振興計画、資料1-2でございます。これにつきまして、南部振興計画と重なるところ以外のところについて説明させていただきますと、5番、(1)産業振興関係では、④地域特産物の生産・販売の促進ということで、東部地域における農業特産物の生産力の向上、ブランド化、販路開拓等に取り組みたいと思っております。⑤毛皮革産地と大学等のコラボによる新たなファッション・新商品の創生につきましては、服飾専門学校との協働による新商品、デザイン開発に取り組みたいと思っております。以上、それぞれ具体的な内容につきましては、資料1、1-3と1-4、こちらに記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

続きまして、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組について、資料2でございます。大水害から1年9カ月が経過しております現状につきましてご説明いたします。

まず5ページ、避難者の状況でございます。資料をつくりましたのが先月で若干古いのですけれども、避難者の状況は、5月31日現在で99世帯、207名となっております。前回、2月1日現在のご報告から比べますと20世帯、46名減少しております。市町村別には、6ページ、五條市が89名、野迫川村63名、十津川村55名となっております。この6ページの、今後の帰宅等予定時期につきましては、それぞれ記載のとおりでございますが、未定という欄がございます。時期が決まっていないということでございますが、この14世帯22名の方々につきましては、五條市大塔町の飛養曾・引土地区の方々のごとでございます。この地区に通じる道路の避難勧告の解除時期が今のところ未定でございます。現時点では帰宅時期が未定ということで記させていただいております。ただ、今のところ、一時帰宅は可能ということで、何人かの方々はお家の方に戻って生活されているということでございます。

8ページ以降は辻堂地区など避難生活の早期解消に向けた現在の取り組み状況を記載しております。

続きまして、12ページは十津川村で進められております新しい集落づくりの状況を記載しております。避難者の早期帰宅は最優先の課題ということで、引き続き五條市、野迫川村、十津川村と連携して、一日も早い避難生活の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、13ページ以降はインフラ等の復旧状況でございます。道路、あるいは河川、砂防の災害復旧事業につきましては、99%の箇所では着手済み、完了箇所も80%近くなるなど、インフラ関係の復旧につきましてはおおむね順調に進捗しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。国道168号の未整備区間のうち、風屋川津・宇宮原工区が国直轄代行により新規事業化されることになりました。

24ページ以降は農林業あるいは産業、観光の復旧・復興状況を記載しております。

28ページ以降、企業再建の状況等を記載しております。

それから、30ページ、観光業の復興状況でございます。幾度か申し上げておりますけれども、平成24年の宿泊者数は63万4,000人ということで、被災前の平成22年の61万5,000人を上回る数字にまで回復しております。

35ページからは過疎化、高齢化が進む被災地域で今後も希望を持って暮らし続けるため、地域産業の復興、観光の復興、福祉の充実など、重点テーマに取り組んでおりますけれども、その取り組み状況、あるいはその後、住民アンケートの調査結果について記載しております。

以上で現状と取り組みにつきましての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○出口委員長 ご苦勞さまでした。

それでは、ただいまの報告、または、その他の事項も含めて質疑があれば、ご発言を願います。

○山村委員 それでは、ただいまの報告、その他について少しお聞きしたいと思っております。

まず、先ほどご報告いただきました南部東部の振興計画に関連してであります。計画が補充をされており、この点はいろいろと検討いただいているということで、大変いいことだと思っております。

今回お聞きしたいのは、せんだってでも野迫川村や、十津川村などを訪問させていただいたのですが、地域の皆さんは、住み続けられる村にどうやっていったらいいのだろうかとか、自分たちがつくった農作物をどうやって販売していったらいいのかと、いろいろな思いを持っておられて、相談も受けました。そういう現実に暮らしておられる皆さんの暮らしの中にこの計画がどのように生きているのかということを知りたいとか、どうなっているのか疑問に思いました。やはり、いい計画がありますから、どういう実行体制で臨んでいらっしゃるのか、だれが責任を持って実践がどのように進んでいるのか、

いう輸送機そのものが欠陥だと言われているほどアメリカでも事故が多発していて、本国では訓練を取りやめているところもあるという状況であります。このようなことを許すわけにはいかないと思うのですが、近畿府県、特に隣接する奈良県としても抗議の声を上げるべきであると思うのですが、その点、いかがお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○山本南部東部振興課長 南部東部振興計画に関してのお尋ねでございます。3点ほどご質問いただいたと思います。

1点目は、住み続けられる地域づくりという観点で、今回の計画がどう地域住民の方々に密接した事業を行っているかという点でございますが、まず、具体の事例で申し上げますと、先ほど南部東部振興監も申し述べましたが、一つには下北山村で実施しておりますコミュニティビジネスでございまして、高齢者の方々が耕作できない、あるいは庭の草刈りができないというところを支援させていただいて、協力し合ってやっていこうという取り組みでございます。それから、野迫川村では、ケーブルテレビを活用しました安否確認システムを入れまして、高齢者、ひとり暮らしの方々が元気にお暮らしかどうかを役場で把握するという取り組みを行っております。ただ、具体には、県の事業でございますが、ふるさと復興協力隊を入れまして、地域の支援を行わせていただいております。そのほか、買い物支援の取り組みなどを展開しているところでございます。

それから、振興計画の推進に当たっての執行体制でございますが、特に住民のご意見を伺うということであると、一つには各市町村長にお集まりいただき、南部東部振興推進会議を開催しており、市町村長のご意見を伺うという取り組みをやっております。それから、南部東部振興監が直接現地に出向きまして、地域の方々のお話を伺うということで、新たな施策の展開につなげるという取り組みも行っているところでございます。

それから、地域への波及でございますが、一つには南部振興に県が力を入れているということをお感じいただき始めたのかなということがございます。それから、相談事につきましても南部の市町村が南部東部振興監の方にご相談いただけるということで非常にうれしく思っております。市町村の取り組みも進んでまいりまして、先ほど南部東部振興監も申しあげましたように、県がふるさと復興協力隊を採用しまして、直接、過疎地域に派遣しておりますが、各市町村でも同じような取り組みで、例えば川上村でしたら、ことし新たに6名の地域おこし協力隊を入れるという取り組みも進んできておりまして、徐々にではありますが、効果が出てきていると考えております。以上でございます。

○浅田観光振興課長 山村委員の質問にご回答させていただきます。補正予算の中で、文化会館広場の整備等が計上されているが、観光部局としてどのように考えているのかというご質問だったと思います。ご質問の事業につきましては、山村委員お述べのように、県土マネジメント部やまちづくり推進局が所管しているものでございます。観光振興施策につきましては、主な政策集におきまして4つの基本戦略を掲げております。その中で、奈良の魅力向上を図り、より多くの方に奈良に訪れていただくことを目標に掲げて進めております。そのうちの一つに、地域資源を活用した観光基盤の整備とにぎわいづくりを推進ということを掲げておりまして、奈良には資源が数多くございます。それらを活用、演出することも重要であると考えております。もちろん、山村委員お述べのように歴史文化資源を活用して観光振興を推し進めていくことは重要で大切なことだと考えております。その上で、今回計上されている事業等につきましても、奈良のにぎわいを創出いたしまして、奈良を訪れていただく方々に楽しんでいただくことを目的として進められているものであり、観光振興を進めていく上からも有為なものだと考えております。以上でございます。

○中澤防災統括室長 オスプレイの訓練の八尾空港への受け入れの質問についてお答えをさせていただきます。報道によりますと、訓練ルート等、具体的な条件に関してはまだ示されていないところでございまして、現時点では本県への影響を検討することは困難であると考えてございます。国や関係自治体の今後の動向を注視してまいりますとともに、引き続き関心を持って情報の収集に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山村委員 ご答弁ありがとうございます。

南部東部振興計画につきましては、計画はすごくいいけれども、実際にそれが本当に生きた計画になるのかどうかということが大事だと思います。せんだって、高知県に視察に行っていました。高知県も奈良県と同じように過疎が大変進んでおりまして、中山間地が非常に多い地域でありました。そこで私が感心いたしましたのは、産業振興計画ということで立派な計画があるのですが、その計画を実行する体制が非常に充実している点で、例えばフォローアップ委員会という形で専門部会が幾つもつくられております。アクションプランのフォローアップ会議には、地域の住民あるいは地域のいろいろな団体の責任者の方なども含めて、市町村長も入って大勢の方で構成されているのですけれども、年間8回から9回と頻繁に会議を開かれまして、実際に実行を支援するためのチームを県が持つて、具体的に決めたことをやっていく。そして、やっていくために何が必要なのかということで支援の行動に移しておられる、というふうに取り組まれているということで、なか

なかすごいなと思ったのです。お聞きしますと、農業で新規参入の方がふえているとか、林業では林家そのものがふえておられるとか、あるいは高卒者の方が県外へ流出するのが減少してきたことで、一定の効果も見られているとお聞きいたしました。

奈良県は高知県より条件はまだいい方だと思っているのですが、非常に奈良県の取り組みも努力していただいて、立派な計画だと私は思っているのですが、これが本当に地域の人たちのよりどころになって、一緒になって実現していく、住み続けられるということが実現できるように、ぜひともして行ってほしいと思っているので、その点で新たな段階にグレードアップしていただきたいと思っております。そのためには県としての財政的な問題もあるかと思うのですが、思い切って予算を使いながら実効あるものにしてほしいということ、期待してこれは要望したいと思います。

それから、次に、観光の問題は、今、進めている奈良公園のあり方ですとか、県土マネジメント部でやっておられることが、すごく気にかかっているのです。もちろん県土マネジメント部だけでやっているのではなく、観光局の方も県全体でかかわっておられることだとは思いますが、住民の目から見たら、平城宮跡もそうですけれども、県土マネジメント部が中心になってどんどん改変を進めているという印象が非常に強くあります。ですので、今回のこの計画につきましても、どんなものになるのか全くわからないということで、議案に賛成するとか反対するとかということになりますので、非常に心配をしております。住民の意見がきちんと反映される場があるのかも気にかかっているのですが、そういう点につきましても、観光局としてもかかわっていただきたいということ、を要望しておきます。

最後に、オスプレイのことですが、決まってからでは遅いと思うのです。決まってから反対しても、それを覆すのは非常に難しいことだと思っております。オスプレイそのものは海兵隊が戦地に軍隊を送り込むためのもので、その訓練ですから、憲法がある日本でふさわしいものではないと思いますし、沖縄県の皆さんは八尾空港に引き受けてもらったら負担が軽減されるから喜ばしいと、そういうことはどなたもおっしゃってなくて、危険なものは移動するのではなく、取り除いてほしいというのが世論だと思います。沖縄県の皆さんは普天間からオスプレイそのものをなくしてほしい、そういう思いを持っていらっしゃるかと私も理解をしております。

ですので、これは私の意見であります。力を合わせてこの危険を本当に取り除いていくということがまず何よりも必要であると考えております。本国のアメリカでは、市街地

ではもちろん訓練しませんが、山間や林野であっても、そこにすむ動物、野鳥などに影響があるということで訓練を取りやめるということになっているわけですから、なぜ日本の市街地で訓練ができるのか、到底許しがたいものだと思っています。ですので、今、ご答弁では、近隣の動きですとか政府の動きを見守っていただくということでありますので、兆候があれば決定する前にきちんと反対の声を上げていただくということをお願いしておきたいと思います。以上で終わります。

○出口委員長 ありがとうございます。

○荻田委員 2～3点お聞きしたいと思います。

まず最初に、ファシリティマネジメント室長にお尋ねしますが、この課は、ことしからだったのかな。それで、恐らくこれは、公共財産、特に県有財産のあり方や、あるいはまた有効利用をしていくというのが大きな目的だろうと思いますが、どのように対応しているのか、この辺、お聞かせください。

それから、総務部の情報システム課長にお尋ねいたします。2年はたつと思いますが、特に東日本大震災の後を受けて、防災という観点から申し上げます。私どもの奈良市にある岩井川ダムを上がりましたら田原地区にヘリポート基地がありますが、その反対側あたりの上誓多林町の付近をはじめとして携帯電話が不通になっています。これは、NTT、エヌ・ティ・ティ・ドコモをはじめとして、何とか基地をつくっていただいて、その地域でも十分な通話ができるように万難を排してほしいという地域の願いもありましたので申し上げていたところでございます。先般、私もその地域を伺いましたら、住民の方から、議員がおっしゃっていただいたように、まだ携帯電話が不通なのです、何とか再要望をしていただけませんか、ということもありました。もちろん、防災の観点から、県としてエヌ・ティ・ティ・ドコモを含め、その他の中継地も含めて、田原地区だけでなく、奈良県下でいろいろな地域もあると思います。このことについて、今どのような状況になっているのか、わかる範囲で結構ですので、どういう対応をしようかとされているのか、お聞かせをください。

それから、先ほど南部東部振興監からのご説明をいただきました。未曾有の大水害を巻き起こされて大変な十津川村周辺、あるいは川上村、そういった南部における災害後の復旧・復興に全力を挙げて今取り組んでいただいておりますし、引き続き頑張っていただいておりますが、その中で、先般の代表質問や一般質問の中に出ております県産材の利用推進ということを先ほど説明されておりました。私は、知事はトップセー

ルスまでして県の特産品を何としても販路拡大したいという思いで、努力しておられるのだということがよくわかります。しかし、何か創意工夫をする必要があるのではないか。一つは、この前、平城遷都1300年記念事業がありました。そのときに、板さくがすごく多く使われました。こんなことが事前に計画の中からわかっているわけですから、板さくを木材協同組合や、その地域の方々から県が購入をして、業者さんに取りつけや工事の方でお願いをする。こういった工法を取り入れていくと、いろいろな創意工夫によって県産材が使われていくという、私はこれが大事だと思うのです。そういったことを今後取り入れるべきことだろうと。特に木材関係は冷え切っていますから、そういった中で需要拡大に努めていただきたい。公有財産、公共施設、これからあるであろうぬくもりのある庁舎づくり、こういった中に県産材を支給するというぐらいの、やはりいろいろな課でご努力をいただいているわけですから、ぜひ実現に向けて努力をしていただくことが木材関係者にとって士気に影響すると思います。

それから、もう一点、この間、テレビを見ておまして、今、金属でいろいろな加工はできますし、金属というものはかたいというイメージがあります。しかし、木材でかたいと、金属から木材に変えていこうという学者の研究されている様子を見ました。その一端として、富山県の三協立山株式会社という会社があります。これはアルミサッシの会社だと思いますが、こういったところに出かけて圧縮試験をしたり、それによって木材のかたさの研究をやっておいでになり、非常にかたいものができていました。そういうことが一番大事ではないかと。

その学者は奈良県の森林技術センターの研究員だと思いますが、そんな方々といろいろな学説あるいは実現、実用に向けて取り組んでいこうという思いでおやりいただいています。このことは、いろいろな意味で林業界にとっても金属から木材に変えていこう、その変える理由としては、金属のかたさも、木材のかたさも等しいですよというような研究をやっておいでになりました。私がこのことで申し上げた点について、辻本南部東部振興監としては、どのように思われているのかお答えください。

○中井ファシリティマネジメント室長 ファシリティマネジメントに現在どういう取り組みをしているか、今後どのような取り組みをしていくかということをお聞きしたいと思います。お答えさせていただきます。

まず、ファシリティマネジメントと申しますのは、県有資産、土地、建物を含み県には950ほどの資産がございますが、それにつきまして、部局横断的、全庁的に企画、活用

等を検討するという取り組みでございます。その体制につきましては、平成24年8月に県庁内にファシリティマネジメント連絡会を設けました。ことし4月からは知事を本部長としますファシリティマネジメント推進本部ということで、庁内の部局横断的な推進体制というのを整えております。先ほど荻田委員がお述べのとおり、私どものファシリティマネジメント室がその中心の事務局を担っております。現在、それらの施設につきましては、インフラの資産でも同じですが、30年以上経過をしまして、老朽化に伴いまして施設の更新経費がかさんでくるとか、財政的なコストがふえてきておりまして、また、庁内全体での維持管理をするという共通の方針等がございますので、それを一本化していきたいという方針で現在検討しております。

方向性といったしましては、まず、資産の総量を適正化する。使える建物は、維持する建物と処分するような建物と施設を評価し、区分しまして、維持する建物につきましては民間の活用も含めました利活用の方針を考える。また、長寿命化のための耐震とか予防保全とか、そういう手当てにつきましても検討していきたいと思っております。維持しない、処分できるような資産につきましては積極的な処分を図っていきたいと思っております。それに伴いまして、3つの方向性としまして、県の利用者に対する行政サービスを上げまして、行政が利用者の満足度を上げるということが一つ、それと、先ほど申しましたように、行政コストを削減することによりまして財政健全化への取り組みをしたい。3つ目は、まちづくりの拠点としての県の施設をもう少しグレードアップしたいと、そのような方向で考えております。以上でございます。

○野田情報システム課長 情報システム課の野田でございます。

ただいま荻田委員からご質問がございました携帯電話の不感地域に関する県の現状の取り組みの内容を簡単にご説明したいと思います。

携帯電話の不感地帯の解消というのは、サービス提供者であります民間の通信事業者の自主整備というのが原則、基本となっております。しかしながら、奈良県内、採算性の理由から通信事業者の自主整備が進まない過疎の地域等、条件不利の場所がございます。こういう地域に関しましては国の補助制度を活用させていただくとともに、県においても事業に要する費用の一部を助成させていただいて、地元市町村が基地局を独自につくられる、または伝送路というのを整備されることに対して通信事業者のサービスの参画を促して整備の推進を図っております。

現在の状況ですけれども、奈良県全体で言いますと人口カバー率にしまして99.9

7%というところまで来ております。過疎地だけでなく、今は一般国道、主要県道沿い、観光地とか、そういうところにもどんどんご利用いただける環境を拡張してまいっている状況です。ところが、依然として、先ほどご指摘もございましたが、一部地元の市町村から不感地解消の要望が上がっている地域が県内に残っておりまして、現在23地区、253世帯の部分で不感地という形になっております。この部分につきましては、先ほど申し上げましたように国の補助制度を使いまして、例えば平成25年度では1地区、平成26年度では4地区の整備を進めてまいる予定でございます。

それともう一点、ご指摘のありました奈良市内の誓多林地区でございますが、奈良市に確認をさせていただきますと、奈良市としては今、この地域は不感地でないという認識をされている状況でございます。通信事業者、エヌ・ティ・ティ・ドコモにも確認させていただくと、ここは一部サービスエリア対象外となっているのですが、不感地になっている部分は多分人家が余りないところではないかとおっしゃっていました。いずれにせよ、ご指摘のありました地域につきましては、通信事業者及び奈良市と再度要望の有無確認を含めまして、サービスエリアの拡張等について県として引き続き働きかけを行っていきたいと思っております。以上です。

○辻本南部東部振興監 荻田委員から県産材の利用促進という観点でいろいろ創意工夫が必要ではないかということで、私の方から所見をということでございます。

まず、4月に南部東部振興監就任以来、吉野郡の山間地の村等々、いろいろ行かせてもらいましたら、とにかく村長さん方がおっしゃるのは、必ず林業を何とかしたいのだと、ひしひしと伝わってくるものがあります。林業というか、木のことで言いますと2点あると思うのですけれど、一つは木が大きく売れることで、また動いていくことによって活気づくとか、植林という今までのサイクルが戻ってくるというのが一つ。それから、もう一つは、大きく出なくても今は小物とか細工物とか、そういうことで雇用が生まれて村の方にまた定住してもらって活気が生まれてくるという。荻田委員が先ほどおっしゃられたその金属から木材へという、かたさとかそういうのは、例えば構造材で使ったらということで、木が大きく出る方だと思ってしまうのですけれど、両方の面があるかと思えます。一つ、構造材の話につきましては、平成27年にインターハイが南部の方でも競技を開こうということで、五條市と吉野町で新たにその施設が必要となり、これにつきましては、木質化ではなく木造とする計画です。木造と木質の違いというのはご存じかと思ってしまうのですが、鉄筋等をつくって、最後、内装を木でやるのが木質化です。今、県庁の玄関は構造を変え

られませんので木質化して、きょうお披露目をしているかと思うのですけれども、そういうようなことで使っていただく。ただ、それはかたさとか必要ないわけですが、構造材で使うとなると非常にかたさが必要で、今、その辺の試験なりをやり始めていまして、多分使えるだろうということでやっております。

そういうものが一つつくられれば、多分法律とか規制の方でいいますと、金属でないものはやはり建築確認等で手続きが要るみたいなのですが、一つ前例ができれば、価格等が合えばもう鉄筋でなくてもいけるのではないかとということで、それを進めていきたいと考えております。あと、さらに雇用が進む分としては、大きくは木は動かないですが、例えば家具、普通にこういう鉄枠と木でやっているものもあります。今、十津川村や川上村でいろいろな家具をつくって、それを試作して売り出そうというプロジェクトも始まっています。それはかなり人手がとられるので雇用が逆に生まれると。そんなに多くの木は出ないですが、そういうことで少しずつでも活性化につなげていきたいと考えております。

その辺の取り組みはこういう動きをしていると、民間の方でも支援していただけるということで、例えば、産業・雇用振興部の奈良ブランドでやっていますけれども、トヨタ系のレクサスという自動車会社では十津川産材を使った茶室をつくって後押ししていただいています。あるいは奈良コープでも県産材を使ったものをいろいろ売り出していただいていることを聞いております。県が直接やっていないところもございますけれども、こういう動きをしていくと、またいろいろな支援をしていただけるということで、その辺も一緒にやっていきたいと思っております。

○荻田委員 辻本南部東部振興監、私が言っていることとあなたが思っていることも同じだろうと思います。だけど、本当に林業界というのは、森林というものは日本の国土を保全するという大きな意義がありますし、特に3分の2ぐらいまでがほとんど森林、南に行けばそうなっているわけですから、やはり森林涵養、間伐をしながらいい木を育てていく。特にこの前の大水害の余波を受けて、ダムに流木が一面に水面に横たわっていた。あの事例を見ると、これは人工的にできた出来事であるとも思っていますし、あのダムが治水目的であるのか、利用ダムであるのか、もちろんあそこは電源利用ということで、治水目的のダムでなかった。それを近畿地方整備局や、国と協議をしていただきながらああいった水害、特に毎日毎日の降雨量によって、それも認めるという暫定的な許可もいただきました。やはり皆、それぞれが創意工夫をして県民の皆様方の幸せを願うという、安全・安心

というものがより大切ではないかと思っております。その辺は、知事があれだけトップセールスにこだわっているのは、それぞれの部がそういった思いを発していただいて、2次製品、さらには県産材、そうした製品になったものを木材企業や、木材関係者から買ってでもその支給品として工事の中へ入れていくということが、一番早道ではないかと思しますので、強く要望をしておきたいと思えます。

それから、エヌ・ティ・ティ・ドコモの件や、通信局の件は、本当にごく一部なのです。それが少しゴルフ場のディアパークまで出てきたらつながるのです。ただ、そこから北へ行って、大山に抜けていく谷間、奥山から上誓多林町一帯がやはり通じません。このことは、住民が少ないからということよりも、何か発生したときにどうしようもないと。今、警察本部はヘリコプターがあり、防災ヘリもありますけれども、そういう中でひとしく対応していただきたいと思えますし、奈良県下でもこういったところがあるわけですから、NTTの通信関連にこの話をしていただき、迅速な対応方、お願いをしておきたいと思えます。

まだまだ言いたいこともあります、この辺で終わりたいと思えます。以上です。

○藤本委員 要望1点と質問2点を簡略に言っていきたいと思えます。

1つは、県警察本部が平成24年に実施した警察活動等に関する県民の意識調査結果を発表されているわけですが、これによりますと、体感治安が以前より悪くなったと答えている人が25.7%、4人に1人の県民が治安に不安を感じているわけです。警察本部長もいつもこれを気にされていると思うのですけれども、テレビとかメディア、テレビでいえば刑事事件のドラマだったら、殺人事件ばかりです。そういうこととか、やはり1億2,000万人の国民の中での刑事事件の刑法の犯罪が取り上げやすいから、どうしても、体感治安も悪くなるという点も少しは影響している。メディアの問題もあるのですけれど、しかし、一方で、25.7%はかなりの量で、警察本部長に前にも質問したのですけれど、体感治安を向上させるのはパトロールの活動が有効であると。現在、県警察では、見える、聞こえる、活動の一環としてパトカーや白バイのメロディーパトロールを展開しているということです。こういうことは前にも聞いているのですけれども、また、ことしの県警察における警察官の定員は、平成24年より26人ふえて2,449人になったと喜んでくれるわけです。そこで、警察本部長にお願いしたいのは、メロディーパトロールを一層強化していただいて、県民の体感治安の向上に強く努めていただくことを要望させていただきます。

質問の方は、先ほど公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの活動もお聞きしたのですけれど、刑事部長にお聞きします。こういう公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの取り組みも一生懸命やってもらっていると喜んでいるのですけれど、県警察本部では暴力団からの保護対象者や暴力団による事件の被害者の安全を図るために、203万円の予算措置によりよう撃用警戒装置を購入するとなっているのですけれど、よう撃用警戒装置というのはどのようなものなのか。素人なので、教えていただきたい。この予算をだめだと言っているのではなく、喜んでいるのです。

それから、県内における暴力団の現状及び平成23、24年の暴力団による事件の発生状況と検挙状況、どのような対策をとられているのかということを刑事部長にお聞きしたい。

もう一つは、総務部の方で、いつも取り上げているのですけれど、県税の滞納金は平成24年末で、古い数字かも知れませんが、45億円も48億円もある。これだけの金を取れたら県の財政、かなり潤うのですけれど。そこで、延滞金14.6%、これは高利貸みたいに大きいのですが、今度、この延滞金が特例基準割合にプラス7.3%などとなって、総合的には9%になるのか。その効果と徴収の状況はどうなるのか。これは、1カ月払わなかったら4.3%になるものが、1%に減るということになっているのです。そういう状況は平成26年1月1日から施行する法改正がされようとしているのですけれども、この延滞金をもう少しまけてあげて、この45億円から50億円の滞納金を取らないといけなんでしょう。この延滞金を下げていくという方向と徴収のかかわりについての県の見解を聞かせてください。

○堂藤刑事部長 刑事部長の堂藤でございます。よろしく申し上げます。

ただいま、藤本委員から暴力団対策の質問を、3点いただきました。

1点目につきましては、今回の予算措置によりついたよう撃用警戒装置とはどんなものか、また、2点目につきましては、県内における暴力団の現状及び最近の事件の発生状況と検挙状況、それから、3点目につきましては、暴力団取り締まりに当たりどのような対策をとっているかという質問をいただきました。

まず1点目、よう撃用警戒装置とはどのようなものかといいますと、監視カメラ、録画装置、それから再生装置が一式となった資機材でございます。暴力団犯罪の被害者や暴力団排除に取り組む企業などを守るため、保護対策用機材として整備し、保護対策者方及び関係箇所に設置をしているものでございます。平成25年度、この装置2式の予算が認め

られたところであり、これを活用して保護対策者などの安全確保に万全を期するとともに、県民が安心して暴力団犯罪の被害申告や暴力団との関係を遮断することができ、安全で安心して暮らせる奈良県を実現させる所存でございます。

2点目につきましては、県内の暴力団の現状及び最近の暴力団による事件の発生、検挙状況についてでございます。奈良県内における暴力団の現状は、平成25年6月30日現在、15組織、構成員等約200名を把握しております。すべて6代目山口組傘下でございます。また、近年、暴力団は覚せい剤の密売や賭博、恐喝などの違法行為のみならず、組織の実態を隠ぺいしながら建設業や不動産業、金融証券市場へ進出したり、公共工事に介入するなどして資金獲得活動を多様化させ、これらを隠れみのかたとして巧妙に違法行為を繰り返しております。平成23年以降、県内で発生した暴力団によるけん銃などの凶器を使用した凶悪事件については、平成24年12月29日、生駒市萩の台において発生しました元暴力団幹部によるけん銃使用の殺人事件が1件ございました。この事件につきましては、平成25年1月22日に被疑者を検挙いたしております。また、最近の検挙状況につきましては、平成23年中につきましては、被疑者269名を検挙、平成24年中につきましては、特に平成22年9月18日に香芝市内で産業廃棄物処理会社に対する手りゅう弾の投てき事件で6代目山口組傘下組織会長等を平成24年1月19日に逮捕するなどして、276名を検挙しました。本年は、6月30日現在で127名の被疑者を検挙をいたしております。

続きまして、3点目についてでございますが、暴力団取り締まりに当たりどのような対策をとっているか。県警察におきましては、特に県下で半数以上の勢力を持ちます三代目倉本組を中心とした暴力団組織の壊滅に向け、あらゆる法令を駆使した暴力団組員などの検挙など、その取り締まりを徹底しております。また、暴力団の資金源を遮断するため、組織的犯罪処罰法の適用や課税通報など、常に不法収益の剥奪も視野に入れた強力な取り締まりを推進しております。さらに、奈良県暴力団排除条例の適用など、暴力団排除活動などの暴力団対策を強力に推進して県民の皆様の期待にこたえていく所存でございます。以上でございます。

○枋井税務課長 1点、滞納額ですけれども、平成24年度決算の見込み額では、今のところ44億6,000万円ぐらいになる見込みとなっております。若干減少、圧縮させたと思っております。それと、延滞金の利率が低く改正されるということで、お述べになりましたように、施行が平成26年1月1日でございます。どういう状況になるか、徴収

の状況は不透明といいますか、はっきりしない状況でありますけれども、市中の金利と比べましても依然高く設定されております。納期限を徒過した場合のペナルティー、それから、納期限を遵守させるインセンティブという延滞金の効果なのですけれども、一定その効果はあるだろうと思っております。

それから、延滞金の徴収の関係ですけれども、延滞金の徴収は法に基づいて厳格になされるべきであるということ言うまでもないことであると思っております。ただ、やむを得ない理由があると認められる場合は、延滞金の減免という制度もあります。一定の基準を持っておりまして、それも適正に厳格に適用させているところであります。いずれにしましても、納期内納付の奨励に努め、延滞金の徴収については従来どおり適正な運用を行い、納期内納付された納税者との公平性の確保を図り、滞納額の圧縮に努めていきたいと思っております。以上です。

○藤本委員 堂藤刑事部長、ありがとうございます。すごい検挙率だなということで、殺人事件等々、被疑者を逮捕したということで喜んでおります。また今後も暴力団排除に向けて一生懸命やっていただきたいと要望しておきます。ありがとうございます。よう撃用警戒装置もよくわかりました。

枡井税務課長、私は少し間違っていたけれど、44億円にしろ、やはり高いわけです。何を言いたいかというと、やはり延滞金が高くて、高利貸みたいなのであるから本税も払わないわけです。だから、市町村税と県税と一緒にのだから、協力して、できるだけ延滞金をまけてあげて、その44億円を取り切る。弁護士とも相談して差し押さえできるのだから、強力にやらないといけないのではないかと。私はいつも言っているのです。それで、県庁で昼間電気を消したり、コピーも両面使えとか、職員の給料を抑えたりしているわけでしょう。そういう点では、滞納金をしっかり頑張って徴収するように努力してください。以上です。終わります。

○大国副委員長 では、私からも簡潔に質問をさせていただきたいと思います。

平成24年12月の本会議で荒井知事に対して文化振興についてお尋ねをさせていただきました。奈良県も年間通じて多くの文化あるいは芸術関係の行事を行われております。先般、ちよどもジークフェストなら2013が終了いたしました。6月14日から30日までの17日間で、奈良市内あるいは県下各地で行われ、大変にぎわった行事だったと思っております。私も非常に楽しみにしていたプログラムもございまして、事前予約もさせていただきます。中には初日に事前申し込みがすべて終わるというプログラムもござ

いまして、非常に県内外の方々からの注目が高くなってきているところです。特に今回は県文化会館での特別展や、県立美術館での特別展もございましたし、さらにはフードフェスティバル、シェフェスタ in 奈良が県庁前でも行われました。その後、県内初めての奈良オクトーバーフェスト2013、この中でもビールをお飲みになった方もいらっしゃるかと思いますが、職員さんもちらほら見受けられましたけれども、非常に今までにない奈良の魅力というものもつくっていただいたと思います。何よりも上質な音楽等を、この奈良の地でこの歴史を感じながら多くの皆さんが本当に熱心に聞いていらっしゃる姿を見て、奈良のもともと持っているすばらしい魅力というものがより一層多くの皆さんに楽しんでいただいたのではないかと感じているところでございます。私も地元の会場にも行かせていただいて、また、野村地域振興部長や課長もいらっしゃるようでございますが、本当にそのすばらしさを、お互いに体感させていただいたと思います。

そこで、今回2回目となるこのムジークフェストについて、県としてどのような受けとめをされているのかをお聞きしたいと思います。

もう一点は、少し観点は違いますが、ちょうど私どもの県議会の控室の後ろが県文化会館でございまして、特に正倉院展期間中は県内外から多くの方々がお越しで、県外ナンバーの車が駐車場を求めてこの周辺を回られているシーンをよく見かけます。特に残念だなあと感じておりますのは、県文化会館の休館日の月曜日に駐車場が使えないことによって、県外ナンバーの車が、その前にとまって、入れない状況を見受けます。正倉院展には、非常にたくさんの方がいらっしゃることはわかっておきながら、かつ奈良は駐車場が少ないと言われている中であるにもかかわらず、公的な駐車場が使用されていないことに非常に私は疑問を持っておりました。

そこで、観光客の利便性に寄与するという観点から当該期間中の文化会館の休館日も地下駐車場を解放するべきであると思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○竹田文化振興課長 大国副委員長から2点ご質問をいただきました。

まず、1点目でございますが、今回のムジークフェストなら2013の結果を県としてどのように受けとめているかというご質問でございます。先ほど大国副委員長がおっしゃっていただいたとおり、6月14日から30日までの17日間、奈良県ならではの世界遺産の社寺をはじめとする100の会場で200を超える公演会が行われ、約6万人を超える来場者で奈良の町が大変にぎわったところでございます。ことしは期間、また開催地を

拡大いたしまして、会場や演奏の内容もバラエティーに富んだものになりまして、有料公演ではドイツから来日いたしましたドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団を筆頭に、レベルの高い演奏を手ごろな料金でたくさんの方々に楽しんでいただけたと思っております。特にことしにつきましては、県内の社寺が24社寺に拡大いたしまして、そういった社寺でありますとか、美術館、博物館など奈良らしい会場で、大国副委員長もおっしゃっていただいたように、早々と定員に達するなど、奈良でしか味わえない雰囲気の中で音楽を楽しんでいただけたところでございます。

まだ終わって集計を開始したところでございますが、公演によりましては県外からの参加率が30%を超えるものもございまして、平成24年のいろいろな課題、実績を踏まえ、さまざまな広報ツールによる広報の浸透も見受けられたと感じております。また、今回、初めて県営プール跡地でも音楽イベントを実施させていただいたのですけれども、こちらでは音楽で楽しめる参加型の企画でございまして、幅広い年齢層の方々にもなじみのある演奏を盛り込みまして気軽に楽しんでいただけたわけでございます。そしてまた、大国副委員長がおっしゃっていただいたとおり、同時開催の食のイベント、アートの関連イベントとともに、奈良県で初めて開催されましたビールと音楽のイベント、奈良オクトーバーフェスト2013が、若者を中心に大盛況でございまして、これらムジークフェストなら2013関連イベントとあわせまして、トータルで約10万人の方々をお迎えすることができました。今後もムジークフェストならをはじめとする上質な文化、芸術に触れる機会、発表の場を提供することで、文化の熱を高めまして、文化の力で奈良県を元気にする取り組みを継続いたしまして、地域振興や観光振興にもつなげていきたいと考えております。

2点目でございますけれども、正倉院展期間中の月曜日、文化会館の休館日に地下の駐車場を開放してはどうかというご質問でございます。ご承知のとおり、正倉院展の開催期間中につきましては、県内外から多くの観光客がマイカーでお越しになられているのが現状でございます。また、現在、登大路の旧南の駐車場につきましては、本年、ゴールデンウィーク明けから文化財発掘調査等のため利用できない状況でございます。このようなこともございまして、私どもとしましては、文化会館の休館日における地下駐車場の共用について、現在、観光シーズンを中心に開放ができないか検討をしているところでございます。特に大国副委員長お述べの正倉院展の開催期間中については、たくさんの方が奈良にお越しになれるわけでございますので、そういった月曜日の地下駐車場の共用につつま

しては、観光客の利便性の観点から共用時の管理体制、職員並びに警備員の体制を整えた上で、平成25年度から取り組む方向で前向きに検討したいと考えております。以上でございます。

○大国副委員長 今、答弁いただきました文化会館の駐車場につきましては、多くの皆さんが本当にスムーズに奈良にお越しいただいて、そしてまた所期の目的が達成できますように、鋭意ご努力を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、ムジークフェストならにつきましては、フェイスブック等を見ておりますと、早くも次は当然やっていただけるのしょうねというようなコメントも先ほど確認をさせていただきました。本当にこの期間中、17日間、大変ご努力はいただいております。職員の皆さん、関係者の皆さんに並々ならぬご努力をいただいておりますこと、敬意を表したいわけでございますが、年間通じてまた何かチャンスがあれば、少し拡大して県民の皆様、あるいは県外の皆様にも奈良県に行けば本当に上質な音楽が聞けるということを広めていただければいいかなと思いますし、さらには来ていただいてもっといろいろな奈良県のおいしいものを食べていただいて、願わくば奈良県にも泊まっていたら、音楽、歴史や文化にも触れていただくと、パッケージングでそういった取り組みもぜひとも強力に進めていただければありがたいと思います。まだまだ県民の皆様もこの行事、どんなものか知らないという方も中にはいらっしゃいます。県民挙げてこの文化というものを再確認をしながら、特に子どもたち、生徒さんたちにも大いに参加をしていただいて、次の奈良というものをしっかりと引き継いで、文化も引き継いでいきたいと私も感じておりますので、ぜひともまた引き続きのご努力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○出口委員長 ほかはないですか。

なければ、質疑はこれをもって終わらせていただきます。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになってございますけれども、どうですか、共産党様。します。はい。

では、議第39号当委員会所管分並びに議第49号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願ひをしておきます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任を願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

当委員会も、きょうをもって、よほどの事情がない限り終わらせていただくわけでございます。昨年の7月から委員会を開かせていただきまして、委員の先生方、また理事者の皆さん方には奈良県政発展のためにいろいろとご審議をいただきましたことにつきまして、心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。我々、正副委員長、ふつつかでございますけれども、この任を終わらせていただきますので、いろいろとありがとうございました。以上をもちまして、当委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。